

寿康会病院 院内感染防止対策指針

院内感染対策指針とは

寿康会病院（以下当院）は、病院の理念に基づき、患者及び職員に、適切かつ安全で質の高い医療環境を提供するため、院内感染防止及び感染制御の対策に取り組むため下記に掲げる基本的な事項を定める。

1. 院内感染防止対策に関する基本的な考え方

院内感染の発生を未然に防止するとともに、ひとたび感染症が発生した際には拡大防止のため、その原因の速やかな特定、制圧、終息を図ることが重要である。全職員は感染対策マニュアルを遵守し、常に標準予防策と状況によっては適切な感染経路別予防策を医療行為において実践する。さらに院内外の感染情報を全職員が共有し異常を速やかに察知し迅速な対応を目指す。感染対策に関する基本姿勢を職員へ周知し医療の安全性を確保し患者とその家族に信頼される医療サービスを提供する。

院内感染の定義

病院における入院患者または外来患者が、原疾患とは別に新たな罹患した感染症または医療従者が院内において罹患した感染症。

2. 院内感染対策委員会・組織に関する基本的事項

病院長が積極的に感染対策に関わり、院内感染対策委員会が中心となって、すべての職員に対して組織的な対応と教育・啓発活動を行う。

（1）院内感染対策委員会

院内感染対策に関する病院全体の問題点を把握し改善策を講じるなど院内感染対策活動の中核的な役割を担う。病院長を含めた関係各部門の責任者で構成する感染管理における最高決定機関である。毎月1回定期的に会議を行い、感染対策に関する検討、立案、実施を行う。

また緊急時は、臨時委員会を開催する。

委員会メンバーは診療部・看護部（外来・病棟）・放射線科・検査科・薬剤科・リハビリテーション科、医事課・栄養科・事務部（管理部・医事課）清掃委託業者で構成する。必要に応じて診療所、訪問看護ステーション、北砂南長寿サポートセンターの責任者を招集する。

3. 院内感染対策のための従事者に対する研修に関する基本方針

- （1）病院の全職員の感染対策に関する関心を高め感染対策に基づいた医療行為を行うための正しい知識と技術を習得することを目的に実施する。
- （2）職員研修は、病院全体に共通する院内感染に関する内容 等について、年2回以上、全職員を対象に開催する。
- （3）当院は清掃業等、委託業者へも研修開催について周知、必要時は参加可能としている。
- （4）研修は、実施内容（開催日時、出席者、研修項目等）を記録保存する。

4. 感染症の発生状況の報告に関する基本方針

院内で発生した感染症の発生状況や原因に関するデータを継続的かつ組織的に収集して、的確な感染対策を

実施できるようにサーベイランスを実施する。

- (1) 法令に定められた感染症及びMRSA等の耐性菌等は、週1回「感染情報レポート」として報告し、感染防止対策委員会にて月報として報告する
- (2) 耐性菌や院内感染等が発生した場合は「感染報告書」を作成し各部署へ情報共有を図る。

5. 院内感染症発生時の対応に関する基本方針

- (1) 検査結果において細菌結果を認めた場合、その結果を速やかに主治医・担当看護師に報告する。(結果用紙は必ず手渡しとし、確認サインをする。)
- (2) 報告を受けた主治医は速やかに治療方針を検討し、看護師とともに感染対策を講じる。
- (3) 緊急を要する感染症が発生した場合は、直ちに感染防止対策委員長ならびに院内感染管理者に報告する。臨時の委員会にて速やかに発生の原因を究明し、緊急対策を講じるとともに再発予防策及び対応方針を検討する。
- (4) 届出が必要な感染症事例は、所定の様式で速やかに報告を行う。

6. アウトブレイクあるいは異常発生時の対応・報告に関する基本方針

アウトブレイクあるいは異常発生時の対応は、患者への健康被害を最小限にとどめ、病院を社会的信用の失墜から守る重要な項目である。それらの状況を速やかに対応するためには、日常的なサーベイランス、感染症報告体制を充実させ早期に感染委員会が介入し感染症の拡大を制御することが第一である。

- (1) サーベイランスをもとに、院内感染のアウトブレイクあるいは異常発生をいち早く特定し制圧の初動体制を含めて迅速な対応がなされるよう感染に関わる情報管理を適切に行う。
- (2) アウトブレイクあるいは異常発生時には、院内感染対策委員会で協力し速やかに発生の原因を究明し改善策を立案し実施するために職員への周知徹底を図る。
- (3) 報告の義務付けられている病気が特定された場合には、速やかに保健所へ連絡する。

7. 患者等に対する指針の閲覧に関する基本方針

- (1) 院内感染対策に関する取り組み等は、当院ホームページに掲載し患者又は家族が閲覧できるようにする。
- (2) 疾病の説明とともに感染防止の基本についても説明して理解を得た上で、協力を求める。
- (3) 職員は患者との情報の共有に努めるとともに、患者および家族等から閲覧の求めがあった場合には、これに応ずるものとする。

8. その他院内感染対策の推進のために必要な基本方針

- (1) 職員は、院内感染対策マニュアルに沿って、手指衛生の徹底をはじめとした標準予防策、必要に応じて感染経路別予防策を講じ、常に感染管理の遵守に努める。また、職業感染の防止に努める。
- (2) 職員は、自ら院内感染源とならないよう定期健康診断を年1回以上受診し健康管理に留意するとともに病院が実施するB型肝炎、インフルエンザウイルスワクチンの予防接種に積極的に参加する。
- (3) 重大な院内感染等が発生し、院内のみでの対応が困難な場合や専門家等の相談が必要な場合は、下記へ連絡し適切な助言を得る。

- ・江東区保健所保健予防課感染症対策係

０３－３６４７－５８７９（平日：８時３０分～１７時１５分）

- ・東京都福祉保健局感染症対策係

０３－５３２０－４４８２

常に感染制御に関する情報収集に努め、情報の共有化を図り質の向上に努める。
適切な助言を得て院内感染対策を推進する。

附 則

平成 19 年 6 月 1 日施行

平成 23 年 10 月 1 日改訂

平成 26 年 4 月 1 日改訂

平成 29 年 4 月 1 日改訂

令和 2 年 7 月 22 日改訂

令和 2 年 8 月 12 日改訂